

「日本からの第5回定期報告に関連して検討すべき課題一覧」  
に対する日本弁護士連合会アップデートレポート

2008年8月21日  
日本弁護士連合会

第1 「日本からの第5回定期報告に関連して検討すべき課題一覧」に対する  
情報

憲法や法律の枠内における規約の実施状況（第2条）

1. 第4回定期報告書が審査されて以来、締約国の裁判所もしくは行政当局で、規約の条項が直接援用された事例とその結果についての情報を提供して下さい。

裁判所において、弁護士が自由権規約を援用した事例は多数にのぼり、裁判所は規約が国内の裁判規範としての効力を有することを認めてはいるが、結論として規約違反を認定した裁判例としては、例外的に下記の下級審判例がある以外には、見当たらない。

また規約を含む条約違反は、民事事件においても刑事事件においても、最高裁に対する上告理由とはされていない<sup>1</sup>。規約違反は「法令の解釈に関する重要な事項を含む」ものとして、最高裁に対する上告受理ないし事件受理の申立<sup>2</sup>が受理される可能性はあるが<sup>2</sup>、規約違反を理由とする上告受理または事件受理の申立<sup>2</sup>が受理された例は見当たらない。規約違反を理由とする上告または上告受理の申立は、いずれも上告理由に当たらないとか、上告受理の申立を受理すべものとは認められないとの簡単な理由付けで却けられている。

最高裁大法廷は、2008年6月4日、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した子につき、その子が出生後に父から認知を受けた場合には、父母が婚姻した場合に限って日本国籍の取得を認めるという国籍法の規定を、憲法第14条1項の定める法の下での平等原則に違反するとしたが、この違憲判断を裏付ける要素として、「市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する」ことを挙げ、「以上のような我が国を取り巻く国内的、国際

<sup>1</sup> 民訴法第312条、刑訴法第405条

<sup>2</sup> 民訴法第318条（上告受理）、刑訴法第406条（事件受理）。これらの申立を受理するか否かは最高裁の権限に属する。

的な社会的環境等の変化に照らして」、上記国籍法の規定は遅くとも2005年当時には合理性がなくなっていたものと認定した。これは自由権規約違反を直接認定したものではなく、単に違憲判断の背景事情として考慮に入れたに止まるものである。それでも最高裁の多数意見が自由権規約を積極的に援用した初めての例である。

下級審においては次のような例がある。弁護人が被告人と接見した際に、法廷で証拠として採用されたビデオを見せようとしたところ、拘置所職員によってこれを妨げられたという事案につき、大阪地裁は、拘置所職員の行為は、秘密接見交通権を定める刑訴法第39条1項が由来するところの憲法の関連条項及び自由権規約第14条3項(b)の趣旨に違反する違憲、違法なものであるとした<sup>3</sup>。しかし、この控訴審は第一審判決の結論を支持したものの、憲法及び刑訴法の各規定の解釈で事足りるとして、自由権規約には触れないことを明言した<sup>4</sup>。

また旧日本国軍属として戦地に徴用されて負傷した在日コリアンに対して、国が国籍の相違を理由に戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金の支給を認めないことにつき、自由権規約第26条に違反する疑いがあるとした裁判例があるが<sup>5</sup>、結論的には、原告であった在日コリアンに対する補償は認めていない。

以上のように、日本の裁判所の自由権規約に対する対応は、きわめて不十分なものである。

第4回定期報告書審査以前の例としては、東京高裁1993年2月3日判決がある。<sup>6</sup>これは第一審の横浜地裁が有罪判決を受けた外国人であった刑事被告人に対して通訳費用の負担を命じたことに対し、控訴審である東京高裁は、通訳費用の負担を命じることは規約第14条3項(f)に違反するとしたものである。これが規約違反を正面から認定した唯一の裁判例であると思われる。

なお、裁判所以外の行政当局において、規約が援用されたとの記録は見当たらない。

2. パリ原則に従った独立の国内人権機関の設立についての進展状況と今後想定されるスケジュールについての最新情報を提供して下さい。(総会決議48/134、付属文書)(報告書第1項参照)

<sup>3</sup> 大阪地裁2004年3月9日判決・判例時報1858号79頁

<sup>4</sup> 大阪高裁2005年1月25日判決・訟務月報52巻10号3069頁

<sup>5</sup> 大阪高裁1999年10月15日判決・判例時報1718号30頁

<sup>6</sup> 東京高裁1993年2月3日判決・法務省刑事局外国人関係事例研究会編「外国人犯罪裁判判例集」1994年・55頁

- (1) 日本政府報告書(パラ1)において、国内人権機関設置に向けての法案と説明している「人権擁護法案」がパリ原則に則ったものとなっていないことについては、「国際人権(自由権)規約に基づき提出された第5回日本政府報告書に対する日本弁護士連合会報告書」(以下「日弁連報告書」という。)(第1章(4))において指摘した通りである。
- (2) 国連人権理事会は、日本についてのUPR(定期的普遍的審査)の結果、2008年5月30日付け決議により、国内人権機関の設置について次のような勧告をした。

「パラ2、パリ原則に則って早急に人権機関を設立すること(アルジェリア、カナダ、メキシコ、カタル)」

「パラ3、人権侵害の不服について調査する独立した機関を設けること(イラン)」

これに対して、日本政府は、この勧告を受け入れ、フォローするとの表明をしている。
- (3) しかしながら、日本政府が設立を準備している国内人権機関の内容は、2002年に政府が作成した法案に基づくものであり、日弁連は、これがパリ原則の要請を充たすものではないと指摘してきたが、政府はその態度を変更していない。たとえ政府が、人権理事会でのUPR結果とその勧告を受け入れると表明しても、用意されている法案は従来からの人権擁護法案を一部手直し(報道被害についての部分のみ)を行うに過ぎず、その基本的骨格にはまったく変更がない。法務省との関係、人的・財政的制約、事務局の体制、取り扱う侵害の範囲など、その内容がパリ原則に沿ったものではなく、政府から独立した国内人権機関たる要件を充たさないことは、既にアジア・パシフィック・フォーラム(APF)も指摘している。
- (4) 日本政府が国内人権機関の設置に向かうことは歓迎すべきであるが、その内容がパリ原則に従ったものとなるよう、日弁連は日本政府が再検討を行うことを強く求めるものである。

3. 規約の第一選択議定書批准の可能性について、締約国の現状についての最新情報を提供して下さい。(第62項)

第一選択議定書の批准については、日弁連は2007年5月「自由権規約個人通報制度等実現委員会」を設置し、批准に向けて運動を続けているところである。

他方、日本政府は、これまで第一選択議定書の批准は司法の独立との関連で

問題が生じるおそれがあるとの弁明を繰り返してきたが、本年6月の人権理事会におけるUPRの際には、第二選択議定書を除き、第一選択議定書を含む人権条約の締結を考慮するとの答弁をなしている(Japan will consider concluding the remaining, recommended human rights treaties except the Second Optional Protocol to the ICCPR.)。この答弁が、日本政府において、第一選択議定書の批准に前向きな姿勢に転換したことを示すものであるか委員会から確認をしてもらいたい。

4. 委員会の前回の総括所見(CCPR/C/79/Add.102 第8項)を踏まえて、締約国は「公共の福祉」を根拠として規約で認められた権利を制限する扱いを解除しましたか？

日弁連報告書に記述したとおりであり、公共の福祉を規約上の権利の制限事由として用いることは、未だに改められてはいない。

女性に対する差別と暴力および家庭内暴力(DV)  
(第2条(1)、第3条、第7条、第26条)

5. 父子関係を決定するためになされる離婚後6ヶ月間に渡る女性の再婚禁止や、女性(16歳)と男性(18歳)に対する最低婚姻年齢の相違(第338~339項)を含む差別的な条項を民法から取り除くことを締約国が検討しているかどうかについて教えて下さい。

日弁連報告書のパラ361に記述したとおりであり、これらの差別的条項を取り除くことを含む、民法の一部を改正する法律案要綱答申後12年近くが経過した現在もなお、政府によるこのような法案提出は、一切行われていない。

6. 国会、内閣、地方議会、司法、そして国家および地方レベルでの公職において主導的立場にいる女性の割合が、現在の目標とされている30%(報告書第80~81項)を超えて、男女比が同等になることを目指して講じている対策について、情報を提供して下さい(報告書付属文書 ~ 参照)。

日弁連報告書のパラ376~384に記述したとおり、政府は上記のような数値目標を掲げているのみで、具体的に男女比が同等になるための具体的な対策(なかんずく、積極的差別是正措置=ポジティブ・アクション)は、一切講じていない。

7.7. 民間企業において、上層部を含む管理職への女性の登用を促進するために講じている対策についての情報を提供して下さい(第84~85項、添付報告書)。締約国は、女性に対する特別な研修、職種ベースの人事制度の見直し、事務職から管理職への移行を促進し、男女雇用機会均等法に規定されている間接的な差別の定義の拡大、及びそれに対する制裁の強化を検討しましたか？

日弁連報告書のパラ363~374に記述したとおりである。

すなわち、政府は、民間企業における積極的差別是正措置(ポジティブ・アクション)については、2007年4月施行の改正男女雇用機会均等法においても、事業主が実施状況を開示し、又は開示しようとする場合に国が援助できると規定するだけにとどまっている(パラ366)。民間企業における実情も、女性の能力発揮促進のための企業の積極的取り組み(ポジティブ・アクション)について、「すでに取り組んでいる」企業と「今後取り組むことにしている企業」をあわせてようやく約4割である(パラ370)。間接差別については、2007年4月施行の改正男女雇用機会均等法において、初めて一応の禁止規定が設けられたものの、パートや契約社員など雇用形態の違いを理由とする取扱いや世帯主かどうかを理由とする取扱いの差異は、未だ同法によって禁止される間接差別に含まれていない(パラ366)。間接差別に対する制裁としては、未だ罰則規定は設けられていない。

8. 締約国は刑法第177条に規定されている強姦の定義を、配偶者による強姦も含むよう見直すことを検討しているかどうか教えて下さい。女性被拘禁者を含む性差に起因する暴力の被害者を保護し、支援するためにどのような対策を講じていますか？例えば、女性刑務官が女性被疑者、被拘禁者、受刑者に必ず同伴するという規則を厳格に適用すること、警察官、検察官、裁判官、および他の法執行官に対し、性差に配慮した訓練の導入を義務付けること、そして、被害者が中期および長期に渡り滞在できる保護施設やリハビリプログラムを利用できるとともに、カウンセリングや緊急治療を受けられるようにすることを確保するなどです。

日本においては、1980年代以降既に裁判所において、刑法第177条に記載されている強姦の定義に配偶者による強姦が含まれるとの解釈が確立している。

女性被拘禁者を含む性差に起因する暴力の被害者を保護し、支援するための

対策については、日弁連報告書のパラ 7 2 6 及び 7 2 7 で記述されているとおりである。すなわち、2005年に成立し2006年5月24日に施行された新受刑者処遇法において、女性被収容者の身体検査を行う刑務官は原則として女性でなければならないこと、女性刑務官が行えないときは、男性刑務官が女性職員を指揮して行うことができるとしているが、それ以外の場面において男性刑務官による女性被収容者の処遇を禁じる規定はない。法執行官に対し性差に配慮した訓練の導入を義務付ける法規定もないし、性差に起因する暴力の被害者対策に至っては国による施策は皆無といっても過言ではない。

9．締約国が家庭内暴力という犯罪に対して法定刑の下限を導入し、家庭内暴力を非親告罪として取り扱う意向があるのかどうか教えて下さい。家庭内暴力の被害者に対する保護や支援を更に強化するために、どのような対策が講じられていますか？例えば、法的救済策を強化すること、電話や E メールによる脅迫をも対象に含めた救済命令を厳格に執行し、且つ強化すること、被害者に中期および長期の支援とリハビリを行う保護施設（シェルター）の数を増やすこと、暴力的な配偶者と別居または離婚をした外国人被害者の日本滞在を可能にすること、および配偶者のない単身の母のために雇用の機会を拡充し、金銭的援助を増やすことなどです（報告書 第 98～109 項参照）。

家庭内暴力に対しては、日弁連報告書のパラ 4 1 1～4 2 0 で記述されているとおりである。

すなわち、家庭内暴力に対して処罰が行われるのは、刑法上の暴行罪、傷害罪等が成立する場合を除けば、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」という。）上の保護命令に対する違反があった場合である。刑法上の暴行罪、傷害罪と同様、DV 防止法上の保護命令違反罪は親告罪ではないが、DV 防止法の運用の実態（言い換えれば、DV 防止法上の保護命令違反罪が被害者からの告訴の有無にかかわらず職権で起訴されているか否か）は、未だ調査されていない。電話や E メールによる脅迫に対しても、2008年1月11日施行の改正 DV 防止法によって、裁判所がこれらを禁止する保護命令を発することが可能になったことは評価できる。しかし、被害者の保護施設の数はまだ不十分であるし、暴力的な配偶者と別居、あるいは離婚をした外国人被害者の日本滞在を可能にするような在留資格の新設は未だなされておらず、未婚の母のために雇用の機会を拡充したり、金銭的援助を増やす等の対策もなされていない。

10．前回の総括所見において委員会に勧告されたとおり、保釈の可能性もな

く 23 日間に渡り、被逮捕者を警察署に長期拘留する代用監獄制度の組織的な利用を制限するために、締約国は監獄法（2006 年）を改正することを検討しているかどうか教えて下さい（報告書 第 236 項～237 項）。また、公判前の段階における代替手段の使用や、全ての被疑者が、逮捕時から国選弁護人に依頼し得ること（第 293～296 項）および起訴後に警察が保有する記録中の全ての関係書類に目を通すことができること（第 297～299 項）を確保するための方策に関する情報を提供して下さい。

#### (1) 代用監獄制度について

2006 年の法改正によっても、代用監獄の利用を制限するための措置はとられなかった。被疑者・被告人を代用監獄に収容することができる期間にも、罪名や被疑者・被告人の属性にも、まったく制限がない。

政府は、つねに捜査機能と留置機能が分離されていることを強調する。しかし両機能の完全な分離は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においても明文化されていない。同法は、現に、ある特定の被留置者の捜査に携わっている捜査官が、その被留置者の処遇を行うことを禁止しているにすぎないのである。したがって、捜査を担当している警察官が護送業務やその他の留置業務に携わるとは、なんら禁じられていない。

代用監獄を利用した深刻な人権侵害は、今でも続いている。

2008 年 3 月に、福岡地方裁判所小倉支部は、殺人・放火等の罪で起訴されていた女性被告人に対し、殺人及び放火の点につき無罪とする判決を言い渡した（引野口事件）。本件の主な争点は、被告人（女性）が実兄を殺害した上で放火した旨の「犯行告白」を聞いたという、代用監獄において被告人と同房であった者の公判供述の証拠能力であった。同房者は、被告人と同じ代用監獄（福岡県警水上警察署留置場）に勾留されていた者であるが、被告人が第 1 回起訴後に拘置支所へ移送された後、威力業務妨害罪で再逮捕され、代用監獄（同県警八幡西警察署留置場）に勾留されると、同房者もまた再逮捕されて、同じ代用監獄に勾留された。その後、同房者は、起訴されても拘置支所へ移送されることなく代用監獄におかれ続けた。同代用監獄の女性用留置場の定員は 2 名であり、被告人が拘置支所へ移送されるまでの 2 か月以上の期間、被告人と同房者は 2 人だけで代用監獄に収容された。この間、同房者は自己に対する被疑事実について取調べを受けることはほとんどなく、専ら代用監獄における被告人の供述状況についての事情聴取を受け、供述調書が作成されている。本判決は、こうした手法を、警察が「同房者を通じて捜査情報を得る目的で、意図的に被告人と同房者の 2 人を同房状態にするために代用監獄を利用したもの」ということができ、代用監獄への身柄拘束を捜査に利用したとの誹りを免れない」

とし、「同房者を介して捜査機関による取調べを受けさせられていたのと同様の状況に置かれていたということができ、本来取調べとは区別されるべき房内での身柄留置が犯罪捜査のために濫用されていたといわざるを得ない」、と批判した。

この事件はまさに、被告人から自白を獲得するために、捜査部門と留置部門が一体となって代用監獄を利用した典型例である。被疑者が警察の管理する代用監獄に留置され続ける限り、このような弊害は、防ぎようがないのである。

また、引野口事件の例に明らかなように、被疑者を代用監獄に留置できる期間の上限がないために、前記の同房者は、起訴後も被告人と同じ部屋に収容され続け、捜査官の手足となっていたのである。さらに、逮捕・勾留の繰り返しにより、23日間をはるかに超える長期間、被疑者を代用監獄に収容し続けることができる。仮に、警察拘禁期間の上限が2～3日に定められていたなら、本件のような捜査手法は成り立たなかったことは明らかである。

## (2) 未決段階での拘禁代替措置

政府は、日本では、被疑者が身体を拘束されることは極めて限られており、起訴前においても被疑者を勾留から解放するための制度が整っているため、起訴前保釈制度は不要であると主張している。

しかし、被疑者が逮捕されたのち、検察官によって勾留請求がなされると、これが裁判官により却下されることはほとんどない。最高裁判所の資料によると、勾留請求の却下率は、2006年では0.7%、2007年は0.99%であった。また、被勾留者のうち第一審終了までに保釈された者は13.5%である。また、2006年中に第一審において勾留された被告人の割合は、全体の64.6%であり、そのうち保釈された者は15.0%に留まる。同じく2007年では、勾留された者が64.8%、うち保釈された者は15.8%である。したがって、公判に臨む被告人の過半数が身体を拘束されたままというのが現状である。

刑事訴訟法上、勾留の理由又は勾留の必要がなくなったときは、裁判所は勾留を取り消さなければならない。しかし、司法統計年報（平成18年）によれば、2006年中に、起訴前に勾留を取り消された被疑者は、4名しかいない。また、裁判所は、適当と認められるときは、被疑者を親族等に委託し、あるいは住居を制限するなどして勾留の執行を停止することができる。しかし、2006年中に勾留の執行を停止された被疑者は83名である。これに対し、同じ年に勾留状が発付された数は、約14万7000件である。これらの数字は、勾留の取消し・執行停止という制度が、起訴前にはほとんど機能していないことを示している。

逮捕から起訴までの期間が23日間にも及ぶにもかかわらず、勾留取消しや



執行停止が効果的に機能しておらず、かつ、起訴前の保釈制度がないことにより、いったん逮捕され勾留されれば、日本の被疑者は職を失い、生活の基盤を根底から奪われる可能性が高い状況にある。少なくとも起訴前の保釈制度は、緊急に必要な制度である。

### (3) 逮捕直後からの国選弁護人制度

日本では、逮捕から起訴までの期間が最長23日にも及び、その間、警察の支配下（代用監獄）で拘束されうる。そのうえ、軽微な犯罪で被疑者を逮捕・勾留し、その（代用監獄における）拘禁を利用して、他のより重大な犯罪についての取調べがしばしば行われる。したがって、まさに「逮捕の時点」から、罪名を問わず「すべての被疑者」にとって、国選弁護人にアクセスする機会を保障することが極めて重要である。

ところが、2006年から新しく始まった被疑者国選弁護制度では、まず対象となる犯罪が「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役もしくは禁錮に当たる事件」とされており、すべての事件が対象ではない。そのうえ国選弁護人が利用可能なのは勾留決定後に限られる。通常の場合では警察によって逮捕が行われるので、逮捕から勾留決定までには3日程度が経っている。検察官による逮捕の場合も、勾留決定までに2日が経っている。「逮捕の時点」からのアクセスを要求する国際水準からはほど遠い。

この制度は第2段階（2009年）では、対象事件が窃盗、傷害、業務上過失致死、詐欺、恐喝などを含む死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件まで拡大されることとなっているが、すべての身体拘束事件が対象ではない。

また、被疑者が起訴後、関係するすべての警察記録へのアクセスできるかという点については、そのようなアクセスを保障する制度はない。証拠開示制度が若干改善されたのは事実であるが（次項参照）、それすら、改革として極めて不十分なものである。

11. 検察側は、捜査過程で収集した証拠について、公判で提出する予定以外のものを開示する義務がなく、また被告側は手続のどの段階においても証拠の開示を求める一般的権利がないという従前の取り扱いに関して、もし刑法の改正がなされているとすれば、どのような改正がなされていますか（CCPR/C/79/Add.102, 第26項）？

2005年11月に改正刑事訴訟法が施行され、新たな証拠開示制度の運用が始まった。この制度は現状を改善したものではあるが、決して十分なものではない。

被告人又は弁護人に証拠開示請求権が認められるのは、公判前整理手続に付された事件に限られる。さらに同手続に付された場合にも、開示請求が認められるのは刑事訴訟法の定める開示要件を充足する一部の証拠に限られる。現状において、被告人側が開示を求めた捜査関係資料が刑事訴訟法によって開示請求の認められる「証拠」に該当するか、該当する場合に開示要件を充足するかなどをめぐって検察官と被告人側の見解が対立している事案も見られる。

捜査機関と被告人側との間には、証拠収集手段において歴然とした差がある。そのことを踏まえると、被告人側の防御権保障を実質化させ、刑事訴訟における実質的な当事者対等を図るためには、全ての刑事被告事件について、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠を対象とする事前開示が制度化されなければならないが、残念ながらこのような改正は計画されていない。

生命に対する権利、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いの禁止及び被拘禁者の取扱い、ならびに公正な裁判を受ける権利（第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 14 条）

12. 締約国は、死刑は最も重大な犯罪に対してのみ科すことができるとされている規約第 6 条 2 項にもとづく義務に関してどのような立場を採っていますか（報告書第 129 項）？死刑執行モラトリアムの現状はどうか？締約国には、死刑の減刑を規定する立法をなす意向がありますか？

#### (1) 死刑適用の拡大

死刑は「もっとも深刻な犯罪」に対してのみ科されうるものであり、政府にはその適用を縮小するための努力が求められているが、日本では近年、死刑の適用が急激に拡大している。

かつて、殺害された被害者の数が 1 名の場合に死刑が選択されることは、まれであった。1990 年代には、被告人に殺人の前科がなく、殺害された被害者が 1 名の場合には、死刑が言い渡されるケースはなかった。ところが近年では、殺人の前科がなく、被害者が 1 名の場合であっても、死刑が言い渡されるケースが増えている。すなわち、

2004 年 10 月 東京高裁が一审前橋地裁の無期懲役判決を破棄し死刑判決

2005 年 3 月 東京高裁が一审静岡地裁沼津支部の無期懲役判決を破棄し死刑判決

2006 年 9 月 奈良女子殺害事件で奈良地裁が死刑判決

2007 年 4 月 東京高裁が一审横浜地裁の無期懲役判決を破棄し死刑判決

2008 年 5 月 長崎地方裁判所が死刑判決

上記のうち、2008年5月のケースは、2007年に現職の長崎市長が選挙期間中に射殺された事案において、暴力団幹部である被告人に死刑が言い渡されたというものである。以前と異なり、社会的に大きなインパクトを与えた事件では、被害者数にかかわらず死刑が選択される可能性が高くなっている。死刑の適用範囲は著しく拡大されつつある状況にある。

(2) モラトリアムからの逆行

2008年に入ってから、死刑執行数はさらに増加している。

鳩山邦夫前法務大臣は、2007年12月以降、2か月おきに死刑の執行を繰り返し、鳩山前法務大臣の命令による執行数は13名に達した。これは、1993年に日本が死刑の執行を再開して以降、一人の法務大臣が執行した数としては最も多い。

(表)

年	執行数		執行年月日	法務大臣	新規確定者	第一審死刑言渡人数	年末死刑確定者数
1999	5	3	Sep. 10		4	8	50
		2	Dec. 17				
2000	3		Nov. 30		6	14	53
2001	2		Dec. 28		5	10	55
2002	2		Sep. 19		3	18	57
2003	1		Sep. 12		2	13	56
2004	2		Sep. 14		14	14	66
2005	1		Sep. 16		11	13	77
2006	4		Dec. 25	Jinen NAGASE	19	13	94
2007	9	3	Apr. 27	Jinen NAGASE	23	14	107
		3	Aug. 23	Jinen NAGASE			
		3	Dec. 7	Kunio HATOYAMA			
2008 (as of June 10)	10	3	Feb. 1	Kunio HATOYAMA	9	4	105
		4	Apr. 10	Kunio HATOYAMA			
		3	June 17	Kunio HATOYAMA			

出典) 1996-2006 検察統計年報 2006

2007-2008 日弁連調べ

### (3) 死刑の減刑

このように死刑の執行及び死刑判決が増加する一方で、確定した死刑を減刑するための法整備に向けた動きはまったくなく、日弁連報告書パラ529にも記載したように、死刑確定者に対する恩赦も制度上は存在するが、1975年に一人の死刑が無期懲役刑に減刑された後に、30年以上にわたって全く実施されていない。

13．死刑事案における必要的上訴制度を導入すること、死刑確定者が法的援助を受ける機会を増やすこと、再審請求中における弁護士との秘密接見交通権の保障、さらに再審手続あるいは恩赦請求に執行停止の効力を確保するために、どのような措置が取られましたか？

必要的上訴の導入、死刑確定者が利用可能な法律扶助制度、再審弁護士との秘密接見交通、再審請求・恩赦請求の執行停止効力の実効化という諸点については、日弁連の要求にもかかわらず、いずれも進展がみられない。

とくに死刑確定者と再審弁護士との秘密接見交通を認めない実務は、日弁連が繰り返し改善を申し入れているにもかかわらず、依然として全国の拘置所で広く行われている。また、再審請求を準備中の者について、法務省がその事実を知っていながらその者を執行するという実務が、常態化している。2008年6月に死刑執行された宮崎勤死刑囚のケースも、このようなケースである。

14．懲罰的な措置としての独房拘禁（報告書第224項）軽屏禁、保護房の頻繁な利用を制限すること、このような措置を科す決定を再審査する第三者機関を設置すること（第225～234項）および死刑確定者がしばしば長期にわたり独房に入れられるという規則を緩和するために、何らかの措置が取られているとすればどのような措置が取られていますか？

### (1) 隔離

数は減少したが、非常に長期に及ぶ「隔離」受刑者が存在することは、日弁連報告書パラ708ないし713に述べたとおりである。刑事被収容者処遇法により「隔離」の要件は厳格化されたことは日弁連報告書パラ706に述べたとおりである。この点は前進であると評価できるが、日弁連報告書パラ707の中で述べた「制限区分4種」のほか、刑が確定し、他施設への移送を待機する期間や、懲罰を受けたあと、働く工場が割り当てられるまでの間など、単独室への拘禁が多用されている。これらの事実上の「隔離」は、増える傾向にあり、この点について日弁連は強く懸念している。これら事実上の隔離は、法律

上の隔離と異なり、不服申立（審査の申請）の対象とならないため、実態を把握することが困難である。

## (2) 保護室の使用

保護室の使用については、本来であれば医療的介入を要する者を、安易に保護室に収容する事例があとを絶たない。

たとえば、2007年6月24日には、徳島刑務所に収容されていた50代の男性が、保護室内で死亡した。前日の朝、男性が居室内で朝食のみそ汁を床にまき散らしたり、歩き回るなどの異常行動を取っているのを巡回中の刑務官が発見し、監視カメラ付きの特別保護室に移した。昼食後、男性が床に座り込み、壁にもたれて動かなくなっているのを監視カメラを見ていた刑務官が発見し、外部の病院に運ばれたが約1時間後に死亡したという。死因について刑務所は「急性心筋梗塞（こうそく）の疑いが強い」としている。

保護室の使用については法によって医師の関与が法定化された。法律上の措置ではないが、ビデオ録画も実施されていることは日弁連報告書パラ703項に記載したとおりである。しかし、保護室収容の場合に医師の意見を聴くことが要件とはされているものの、医師が直接被収容者の診察に当たることは必要とされていないため、医師の意見は電話などで求めることが想定されている。これでは被収容者の状態を危険な兆候を確認することができない。上記のような死亡事例が発生したことは、実際に、このような監視手段が十分機能していないことを示している。

## (3) 不服申立制度と不服検討会

隔離や閉居罰という処分に対しては「審査の申請」、保護室への収容に対しては「事実の申告」という不服申立手続が可能であるが、この審査手続には機能的な限界がある。第一に、対象となる行為が極めて限定されている。懲罰の場合、懲罰期間が経過したあとで行った申立は、「訴えの利益がない」という理由で不適法として却下される。

法務大臣は、申立に理由がなく「棄却」しようとする事案については不服検討会の意見を求める。しかし申立自体が不適法であり「却下」すべきと判断した事案は、不服検討会には付議されない。不服検討会は、弁護士、医師、法学者など5名の専門家により構成され、精力的に活動してはいる。

調査不服検討会が制度の発足した2006年1月から、2008年5月までに取り扱ったすべての不服申立件数593件の内、処理案相当とされたのは、574件、再調査相当とされたのは43件、処理案不相当とされたのは11件である。再調査は繰り返されることもあり、継続案件もあるので、総数は一致しない。

この不服検討会は、人的には矯正局から独立して活動していると評価できる

が、直属の事務局を持たないため、独自調査を行うことが事実上困難である。また、不服検討会が述べた意見を法務大臣が尊重しない例も、これまでに2件発生している。この制度を法律上の根拠を持つ制度とし、法務大臣はこれに従うことを義務化し、事務局を整備し、組織的、人間的にも独立性を高めることが必要である。

#### (4) 死刑確定者の独居拘禁

すべての死刑確定者は、単独室に収容されており、この状況が改善される兆しが見えないことは、日弁連報告書パラ540ないし541に述べたとおりである。また、新法下において死刑確定者の単独処遇をあらため、集団処遇を行っているという情報はない。

#### 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会審査件数

開催回	新規付議件数	処理案相当	再調査相当	処理案不相当	その他
合計 (2回～51回)	593	574	43	11	7 (保留5件)

15. 警察の拘留施設や刑事施設を調査する独立した外部機関を設立するため、また受刑者や被拘禁者に対する拷問や虐待（報告書第175項、第228項～235項）に関する不服申立を調査するために講じられている対策について、もし講じられているとすれば、情報を提供して下さい。また、現行の制度の下で受けた不服申立件数、調査件数、違反者に課せられた刑罰または懲戒処分件数およびその程度、被害者に対する補償に関して、過去3年間の統計的データを提供して下さい。

#### (1) 刑事施設視察委員会

2006年に発足した刑事施設視察委員会には、弁護士会の推薦する弁護士委員が必ず選任されるシステムがとられている。ただし、僅かではあるが、会務が刑事施設職員の主導で処理され、外部査察機関として機能していない委員会もみられる。委員会が、真に施設から独立し、かつ、効果的に活動を行うための基盤整備がなお必要である。

#### (2) 留置施設視察委員会

一方、2007年に発足した留置施設視察委員会では、弁護士会の推薦する弁護士委員を選任するシステムがいまだに確立していない。

初年度である2007年は、51の留置視察委員会のうち、弁護士会の推薦する弁護士委員が選任されたのは33委員会であった。その他の委員会では、弁護士会が委員を推薦しても、それを拒否して公安委員会が独自に弁護士を選

任したり、あるいは、2つの委員会においては弁護士がまったく選任されなかった。弁護士会推薦が実現していない委員会では、元裁判官や元検察官で、その後、弁護士資格を有するようになった者が選任されている例が多い。2008年は改善の傾向がみられるが、いまだに弁護士会推薦システムの確立には至っていない。制度の運用にも多くの問題点が残されているが、拷問禁止委員会の2007年勧告にも指摘されているように、まず弁護士会の推薦する委員をすべての委員会で受け容れる運用を確立することが第一の課題である。

### (3) 不服審査

刑事施設について法務大臣が設置した前記の不服検討会と同様の組織は、留置施設に関しては設置されていない。この点、政府は、留置施設に関する不服申立の審査は、都道府県公安委員会が行い、その独立性に問題はないと主張している。

しかし、都道府県公安委員会が有する具体的な権限は、以下のようなものである。

地方警務官の任免に関する同意

警視庁の組織の細目の制定

警察庁又は他の道府県警察に対しての援助要求

交通規制や運転免許の交付

風俗営業、古物営業、質屋営業の許可

(警視庁ホームページより)

これらはいずれも、留置場の管理運営とは関係のないことばかりである。しかも、都道府県公安委員会の実際の事務は、都道府県警察内におかれた事務局により行われている。

つまり、都道府県公安委員会は形式において独立性に問題があり、しかも、留置場の実情に通じてもない公安委員会は、行政から独立した立場で適切に不服申立処理をするにふさわしい組織ではない。

刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会(不服検討会)と同様に、弁護士・医師・法学研究者を含む外部の専門家から成る独立した機関を新たに設けることが必要である。

### (4) 拷問等による職員処罰の事例

違反者に対して科せられた刑事罰、懲戒処分について、一般に公開されている統計資料はない。この質問に政府が誠実に回答することを期待する。

裁判所がまとめて発表する司法統計年報には、特別公務員暴行陵虐罪の適用に関する統計数値が掲載されていない。これはすなわち、刑事施設・留置施設の職員が同罪に問われることがほとんどないことを表していると考えられる。

16. 警察の拘禁下にある被拘禁者の尋問に厳格な時間制限を導入すること、また尋問に対する組織的な監視（報告書第167項）および尋問中は弁護士が立ち会うことを確保すること（第166項）また警察の拘留施設において迅速な医療行為を提供することを、締約国は検討しているかどうか教えてください。今なお刑事裁判で多くの有罪判決が自白に基づいているという状態でしょうか（CCPR/C/79/Add.102, 第25項参照）？

(1) 警察取調べに対する規制

刑事裁判において、有罪判決の多くが自白に基づいているのは事実である。日弁連報告書パラ559の注72、73、74において述べた、志布志事件、北方事件、富山氷見事件や本アップデートレポートの10項において説明した、引野口事件といった代用監獄における取調べなどが原因となった冤罪事件が次々と明らかになった今も、警察における拘禁期間を制限したり、尋問について厳しい時間制限を設定するなどの捜査に対する実効的な監督策を導入する動きはない。

日弁連は、この志布志事件を題材として、代用監獄制度の廃止と取調べの可視化を訴える目的でドキュメンタリー映画「つくられた自白 志布志の悲劇」を制作した。この映画は英語字幕版も作成し、国連関係者の皆さんにも広く見ていただきたいと考えている。

現在、警察がすすめている方策は、あくまで警察の内部機関による監督システムであり、これは、警察組織内での異なる部門による監視という意味で、まったく不十分なものである。警察内部で対処するという発想は、10項において説明したように、代用監獄について捜査部門と留置部門を分離したから人権侵害は生じないとするまやかしの論理と同じである。

なお、2008年7月14日、東京高等裁判所は、布川事件（注）について、検察官による抗告を棄却し、再審の開始を支持する決定を出した。決定のなかで裁判所は、いったん代用監獄で自白させられた2名の再審請求人が、拘置所に移送された後には否認するに至ったにもかかわらず、再び代用監獄に送られたことについて「請求人らの虚偽自白を誘発しやすい環境に置いたことには問題があった」とし、代用監獄制度を利用して虚偽自白を得た捜査手法の問題性を厳しく指摘した。この事件では、検察官が被告人らに有利な証拠を隠していたことも大きな問題となった。にもかかわらず、検察庁は、この決定を不服として最高裁判所への特別抗告を行った。日本の捜査機関が、冤罪を生む構造について真摯な反省をしていないことの証左である。



注：1967（昭和42）年8月に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件の犯人として請求人2名が別件逮捕され、代用監獄での取調べ過程で自白させられたものの、第一審公判開始以来今日まで一貫して無実を叫び続けてきた事案。1978（昭和53）年の上告棄却決定により無期懲役の判決が確定したが、請求人らと犯行とを結び付ける物証は皆無で、有罪の根拠は曖昧な目撃本証言と矛盾・変遷が顕著な請求人らの自白しか存在しないという脆弱なものであった。東京高裁は、2005（平成17）年9月21日に水戸地方裁判所土浦支部が下した再審開始決定を維持し、検察官による即時抗告を棄却する決定を下した。

## (2) 警察留置場における医療

留置場において被留置者が死亡する事故がいまだに頻発し、とくに2007年には、飲酒運転で逮捕された被疑者が死亡する事故が頻発した（表）。これらのケースは、被疑者に対して適切かつ迅速な医療がなされたのかどうか、そもそも留置に耐えない被疑者を拘束したのではないかと、という点において、疑問を抱かせるものである。

<p>2007年 2月9日 福岡県警 西署</p>	<p>飲酒運転の疑いで福岡県警に逮捕されていた容疑者(52)が8日夜、勾留中の県警西署の留置場で容体が急変し、搬送先の病院で9日未明に死亡した。8日午後11時55分ごろ、留置場で横になっていた同容疑者が嘔吐(おうと)するのを、モニターで監視していた署員が気づいた。呼吸をしていなかったため、署員が蘇生を試み、約10分後、駆けつけた救急隊が病院に搬送したという。容疑者はアルコール依存症のため05年2月から休職中で、今年1月18日から2月1日まで慢性膵炎の治療のため入院していた。同署は逮捕後の8日午後、同容疑者に以前入院していた病院で診察を受けさせ、「脱水症状と意識障害があるが水分補給をすれば留置は問題ない」との診断を受けた。午後6時半ごろに署に戻り、食事はとらずにスポーツドリンクを飲み、横になっていた。</p>	<p>朝日新聞・日本テレビ</p>
<p>2007年 2月12日 千葉県警 銚子署</p>	<p>12日午前6時半ごろ、千葉県銚子市の銚子署留置場内で、8日に業務上過失傷害と道交法違反(酒気帯び運転)の現行犯で逮捕された容疑者(64)が息をしていないで倒れているのを同署員が発見した。約30分後に救急隊員が駆け付けたが死亡していた。加瀬容疑者は逮捕後、大声を上げ</p>	<p>読売新聞</p>

	たり、眠れなかつたりする状態が続き、食事もわずかしか取っていなかったため、11日に病院で診察を受けていた。	
2007年 11月6日 北海道警 小樽署	5日午後10時15分ごろ、乗用車が中央線を越えて対向の軽乗用車と正面衝突。道警小樽署は、乗用車を運転していた容疑者(57)を自動車運転過失致死と道交法違反(酒気帯び運転)の疑いで6日午前1時過ぎに緊急逮捕した。同容疑者は、同署内の留置施設に入れられたが、同3時過ぎ、呼吸をしていないことに、巡回中の署員が気付き、病院に搬送したが、死亡が確認された。同署によると、杉山容疑者は事故現場と署で、腰の痛みを訴え、市内の病院で2度にわたり、レントゲン検査を受けるなどしたが、いずれも「異常なし」との診断。同署は、腰の痛みについて同容疑者が「ぎっくり腰の持病がある」と話し、目立った外傷もなかったため逮捕したとし、「死因を調査しているが、対応に問題はなかった」としている。	読売 新聞

17. 国外追放者が拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を受ける相当な危険のある国への送還を明文で禁止していない出入国管理及び難民認定法(2006年)の改正を、締約国は検討しているかどうか教えて下さい。

日本では日本が締結した条約が国内法として効力を有し、しかもこれは法律に優先することから、拷問等禁止条約第3条に違反する外国人の追放は許されないはずである。しかし出入国管理及び難民認定法の退去強制手続や難民認定手続において、拷問等禁止条約第3条などの適用について審査がなされるのか否かについて明確にされていない。

本年5月の国連人権理事会のUPRを経て、難民認定審査手続を拷問等禁止条約などの関連の人権条約と整合するものとするのが勧告された(A/HRC/8/44 60項20)。日本政府はその勧告をフォローアップすることを表明したが(A/HRC/8/44/Add.2)、現時点で、上記の点を改善する出入国管理及び難民認定法改正の具体的なスケジュールを示していない。

18. 国外追放となる外国籍の人たちが、虐待もしくは嫌がらせを受け、また

医療措置を受けられないと言われている入管収容所や上陸防止施設（報告書第7~9項）の状況を改善するために、取られているとすればどのような措置が取られていますか？例えば、独立の調査および不服申立機関など。国外追放となる外国籍の人たちが長期にわたり拘留されることのないこと（第172項）そして犯罪被疑者や受刑者とは異なり、退去を待つ間、家族と離れることなく、出来れば門戸の開かれた管理宿舎に収容されること、あるいは一般社会での生活が許されることを締約国はどのように確保しているのか教えてください。

(1) 虐待・嫌がらせ防止と医療について。

刑務所や拘置所では、2006年5月以後外部委員からなる刑事施設視察委員会が直接被収容者の訴えを受理検討することができるようになったが、同様に法務省が管轄する入国者収容所などではそのような委員会が設置されていない。大阪府茨木市の入国者収容所西日本入国管理センター（以下「西日本センター」という。）でも職員による暴行事件が多数報告されており、2001年5月1日西日本センター職員のセクハラなどあったとして抗議するウガンダ人被収容者に5名の職員がひざ落とし、殴打などを加えた件につき2003年1月21日大阪地方裁判所が、2002年4月8日仮放免のための電話連絡を認められないことから大声をあげた中国人被収容者に対し、多数の職員が暴行を加え、3箇所の骨折を負わせた件について2008年5月29日大阪高等裁判所が、それぞれ損害賠償を命ずる判決を行い、いずれも確定している。いずれの事案も抗議をする被収容者を多数の職員が房から連れ出し、制裁とも思える集団暴行を加えたものであり、しかも両事件には同一の職員が関与しているものであり、偶発的事件ではなく、構造的な問題である。しかしながら、西日本センターでは、職員に対して特段教育や処分がなされたという情報もない。

法務省は、暴行などの防止のため、入国者収容所ではビデオカメラを設置し撮影することにしたとする。なるほど上記2事件では、固定カメラ及びハンディカメラによる映像が提出されたが、例えば中国人被収容者の事案ではなぜか「職員の制圧行為」のきっかけと西日本センターが主張する同被収容者の「暴行」の段階での映像などが示されていない。またビデオの撮影及び保存に関する規定も示されていない。ビデオの設置撮影は暴行防止のため機能しているとはいえないのである。

上記中国人被収容者は、暴行をうけた直後西日本センターの医師の診察を受け激痛を訴えたが、同医師はレントゲン撮影すらせず3箇所の骨折を診断しなかった。医師がいながら、適切な医療及び患者(被収容者)のための医療が提供されなかったのである。なお西日本センターでは長期間常勤医師が不在であった時期がある。

なお、上陸防止施設について、改善措置は一切とられていない。

(2) 国外追放となる外国人の収容

国外追放の決定がなされた場合、原則として収容が継続する。追放の決定を争う訴訟を起こした場合も例外でない。政府の方針によれば、国外追放となる外国籍の人たちを、追放までの間すべて拘禁することを原則とし、拘禁からの暫定的解放は、当局の裁量判断による。国外追放となる外国籍の人たちが拘禁される期間について、これを限定する法律はなく、拘禁期間を限定するルールも公表されていない。実際に期間短縮の傾向があるが、8か月程度の拘禁継続は通常のことである。日本では、門戸の開かれた管理宿舎での収容というものはなく、将来設置予定があるという情報もない。また家族全員に退去命令が出る場合、生計の柱となる男性などのみが収容され、家族が分断される例は少なくない。夫婦ともが拘禁される場合もあり、その場合夫婦は別の房におかれ、相互の面会は許可されない。幼児のいる夫婦が拘禁された例があり、その例では、入国管理局が幼児を、保護者のいない子どものための保護施設に入所させた。

19. 締約国内の刑務所における過剰収容や職員不足の問題を改善するためにどのような対策が講じられていますか（報告書第192~194項）？

(1) 過剰収容状況に対処するため、刑事施設の増築はされているが、収容定員の増加に見合った職員の増員がされていないことが大きな問題である。これは職員に過大な負担であると同時に、被収容者に対しても充実した処遇ができないことを意味している。

その一方で、もっとも重要な、不必要な拘禁を見直し、削減する方策は進んでいない。仮釈放制度は活用されておらず、2005年の仮釈放率は54.7%にとどまっている。有期刑受刑者で仮釈放された者の刑の執行率をみると、半分以上のものが80%以上である。

(2) 現在、法制審議会の被収容人員適正化方策に関する部会において、過剰収容対策に関連する議論がなされてはいる。この部会においては社会奉仕命令の導入、起訴前の保釈制度の導入、薬物事件における拘禁に代替する処遇プログラムの受講命令などの社会内処遇措置の導入が議論の対象とされているが、慎重な意見も強く、当面結論が出る状況にない。

奴隷状態および隷属状態の排除（第8条）

性的搾取のために、締約国あるいは締約国を通過して他の国に人身売買される

女性や子どもの人数について、最新の統計データを提供して下さい。また、人身売買の被害者を保護し、被害者が罪に問われないように講じられている措置、例えば人身売買業者を効率的に起訴し処罰すること、証人の保護を強化すること、出入国管理及び難民認定法第 50 条の下で、日本に長期滞在している人身売買の被害者に在留特別許可を与えること、被害者が自国に帰還した際に直面するかも知れない危険について独立機関が判断することを確保することなどに関する情報を提供して下さい。被害者が実効的な救済や保護施設、リハビリや法的支援、通訳、社会保障、医療サービスを利用する機会を増やすために、どのような対策が講じられてきましたか（報告書第 110～115 項）？

そのような統計データはない。

また、日弁連報告書のパラ 394～410 で記述したとおり、日本が組織犯罪防止条約人身取引議定書を批准しようとしていること等を受けてなされた、主として女性や子どもを対象とした一連の人身取引を厳しく取り締まるための一連の法改正は、加害者処罰に重点を置くあまり被害者保護と自立支援への目配りが不十分である。被害者が実効的な救済や保護施設、リハビリや法的支援、通訳、社会保障、医療サービスを利用する機会を増やすために講じられた具体的措置は、2005 年 4 月から人身取引被害者が婦人相談所を經由して民間シェルターに入所した場合に一時保護委託費として一日 1 人当たり 6500 円が政府と都道府県から民間シェルターに支払われることになったことぐらいしか存しない。

21 . 締約国は、1945 年以前の日本の旧軍事体制下において、軍の性的奴隷であった「慰安婦」制度に対して何らかの法的責任を負うことを検討しているかどうか教えて下さい。また締約国は、現在も生存している犯罪実行者の調査や訴追を行い、この問題について世間を啓蒙し、そしてアジア女性基金（1995 年～2007 年）によって救済されなかった国々を含め、権利の問題として被害者に対して補償金を支払う意向があるかどうか教えて下さい。

政府は、1945 年以前の日本の旧軍国体制下における性的奴隷制に対して、法的責任を負うことは全く考慮していない。また、政府は、現在も生存している性的奴隷制犯罪実行者の調査や訴追、世間の啓蒙を行う意向、権利の問題として同制度の犠牲者に対する補償金を払う意向は、全く有していない。

このことは、政府が 2008 年 6 月 17 日国連総会に提出した人権理事会 UPR 作業部会報告書の補遺のパラ 19 における記述が、この問題について「アジア女性基金（AWF）によって表明された日本人の同情について国際社会の理

解を呼びかけ続けている」というにとどまっていることから明らかである。しかも、政府は国際社会における公式なコメントとしてはこのように述べているが、後に総理大臣となった者を含む政権担当政党所属の政治家の「慰安婦」制度に関する発言においては、旧軍国体制時の政府の責任を否定する傾向がむしろ強まっている。

## 外国人の国外退去（第 13 条）

22 . 難民申請を認められなかった者が、独立機関に対して、国外退去決定に対する異議申立ての理由を提出して再審理を受け得る効果的な救済手段を利用することができるかどうかを明らかにして下さい（報告書第 170 項、第 281~282 項、第 286~287 項）。また、そのような手続きによって国外退去命令の執行が停止されるのかどうか、また難民認定手続の間、難民認定申請者が弁護士や法律扶助、および認証された通訳人を利用できるのかどうか明らかにして下さい（第 283~285 項、第 294~296 項）。

### (1) 独立機関による異議申立審査

日本についての UPR で「難民認定を審査する独立した機関を設けること」という勧告がなされたが（A/HRC/8/44para 60 22）、これに対して日本政府は「広範な専門分野から難民審査参与員が任命され、難民申請の二次審査を行う中立の第三者機関として運営されている」と回答するのみであった（A/HRC/8/44-Add.1para16）。2004 年の出入国及び難民認定法改正により、難民の認定をしない処分に対する異議申立に対する決定に際して、法務大臣は、難民審査参与員の意見を聴かなければならない（同法第 6 1 条 2 の 9 第 3 項）こととなった。難民審査参与員には決定権限はないのである。また難民審査参与員の人選は法務大臣が行い、その選任過程も明らかになっていない。難民審査参与員の調査を補佐する独自の事務局も存在しない。難民審査参与員制度の導入により一定の成果があったことは否定できないが、独立機関による異議審査は日本では実現されていない。

### (2) 異議申立中の退去命令の執行延期

難民不認定を受けた者については、難民不認定に対する異議の手続が終了するまでの間、退去強制の執行は行わないこととされている（同法第 6 1 条の 2 の 6 第 3 項）が、これは、執行の時期を猶予するということに過ぎず、退去強制を行うという結論を再検討することを定めたものではない。

### (3) 難民認定手続における法律扶助

日本司法支援センターが行う、国の財源に基づく民事法律扶助は、難民申請

者が、難民認定のために弁護士を依頼することに対して、ほとんどの場合に援助を行わない。その理由は、難民認定手続は司法手続に入る前の手続であることと、裁判になった場合であっても難民申請者の多くが在留資格を持たないことによる。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と日弁連は、独自の財源によって、日本司法支援センターに業務を委託する方法で、難民申請者に、通訳を付して弁護士の援助を与える制度を開始したが、UNHCR の財源からは、最大でも年間 15 件程度の援助を行うことしかできず、弁護士の援助を受けることのできる難民申請者は極めて限られている。日本政府は、上記 UPR において、必要な場合には移住民に国が法律支援を行うことを勧告され、その勧告をフォローアップすることを表明したが、現時点で、難民申請者に対する援助に関してはこれを改善する具体的方策・スケジュールを示していない。

#### (4) 難民認定手続における有資格通訳者の利用

通訳については、日本においては公的な資格制度がない。難民認定手続においては、通訳は認定機関側が用意することになっている。しかし申請者が片言の日本語、英語などをしゃべれることから申請者の母語による通訳が見つからないことも少なくない。また母語による通訳がついても、しばしばその通訳の能力が問題になっている。調書は日本語で作成され、申請者が口頭で聞かされる通訳による訳は記録されないため、申請者が後日その訳の正確性を争おうとしても訳そのものが残されていない。申請書を含む提出書類については、収容者が提出する場合を除き、翻訳の添付を要求され、この費用は申請者の負担ということになる。

### 表現の自由；労働組合の結成と参加の権利（第 19 条、第 22 条）

23 . 前回の委員会の総括所見（CCPR/C/79/Add.102, 第 28 項）との関連で、もし中央労働委員会が、労働者が労働組合に加盟していることを示す腕章を着用していると、不当労働行為の申立てについて審理をしたがらないのが事実であるとすれば、その理由を説明して下さい（報告書第 333 項）。

この実情は自由権規約委員会の勧告によって少し改善された。

中央労働委員会は現在も、労働者が労働組合に加盟していることを示す腕章を着用している場合に、その取り外しを求めている。しかし、労働者がこれを取り外さなかったとしても、申立手続の進行を停止させることなく、調査、審問などの手続が実施されている。

## 人種的憎悪の扇動（第 20 条）

24 . 国籍や人種あるいは宗教的憎悪の扇動を処罰し、あるいはかかる犯罪の人種差別的な動機を刑罰加重要因とする刑法の条項を、締約国は採択する意向があるかどうか教えて下さい。

そのような意向があるとは聞いていない。

## 子どもの権利（第 24 条）

25 . 性的虐待を含む児童虐待（報告書第 355~368 項）と闘うために、どのような対策が講じられていますか？例えば、児童虐待防止のための包括的な戦略を採択すること、児童虐待に関する通報が効果的に調査され、加害者を起訴、処罰すること、被害からの回復やカウンセリングに対する高まりつつある需要に対応できるだけの十分な資金と有資格人材を提供すること、性的同意の最低年齢を現在の 13 歳から引き上げること等の対策です。

政府は、2000年11月児童虐待の防止等に関する法律を施行したこと、2004年10月に改正児童虐待防止法を施行したこと、2004年11月に成立した改正児童福祉法を順次施行していることを除き、児童虐待防止のための包括的な戦略の採択、児童虐待に関する報告書の効果的な調査の保障、虐待実行者を起訴、処罰し、健康回復やカウンセリングに対する高まりつつある要望に対応できるだけの十分な資金と有資格人材の提供等は、行っていない。性的同意の最低年齢（言い換えれば、刑法上の強姦罪が親告罪となる最低年齢）を現在の13歳から引き上げるとは、刑法自体の改正という形では行われていないが、日本ではほとんどの都道府県に青少年保護育成条例が設けられており、18歳未満の女性と性行為を行えば、真剣な恋愛感情に基づく性行為であることを立証しない限り同条例違反の罪に問われるのが実情である。

## 法の前平等と法による平等保障（第 2 条（1）、第 26 条）

26 . 委員会の前回の総括所見（CCPR/C/79/Add.102,第 11 項）を踏まえて、締約国は「合理的差別」の概念に関する立場を変えましたか？

日弁連報告書に記述したとおりであり、「合理的」差別の概念を用いる姿勢に変化は見られない。



27. 婚外子に対するいかなる差別、特に国籍や相続権（報告書第370項参照）に関する差別を撤廃し、法律や実務取扱いから「非嫡出子」の概念を除去するために、締約国は法律を改正する意向があるかどうか教えて下さい。

日本国籍の父親と外国籍の母親の間に生まれた子どものうち、出生後に父親の認知を受けた子どもについては、従前の国籍法によれば日本国籍が認められなかった。しかし、2008年6月最高裁判所で同法は違憲であるとの判決がでたことにより、現在政府は、そのような子どもについても日本国籍が取得できるよう、国籍法の改正作業中である。

また、現在の日本の民法によれば、婚外子に限らず、母親が離婚後300日以内に出産した子どもについては、実際の血縁関係とは関係なく、いったんは母親の前夫の子と推定される（その子どもの出生届を提出すれば、戸籍にもそのように記載される）。このことを嫌って、出生届が提出されないことにより、戸籍のない子どもたちが発生し、社会問題となっていたが、近時政府は、戸籍がなくとも住民登録だけは認める（その結果、戸籍はなくとも住民票だけはできる）よう、市区町村に通達を行った。この点は、「非嫡出子」に対する差別的取扱いの廃止という観点から、一定程度評価できる。但し、政府は、「非嫡出子」という概念そのものを除外するために必要な法改正を行う意向を有しているわけではない。

#### 少数民族に属する人たちの権利（第24条、第27条）

28. 少数民族の子どもたち、特に在日韓国・朝鮮人、またはアイヌ民族（報告書第378~383項）の子どもたちが母国語で教育を受けるか、もしくは母国語および自国の文化についての教育を受ける十分な機会が確保されるために講じられている対策について、詳細な情報を提供して下さい。朝鮮学校や他の少数民族学校が公式に承認され、またこれらの学校に対し差別なく補助金を提供し、大学入学資格を付与するために、どのような対策が講じられてきましたか？

##### (1) 母国語による教育など

公立学校の正課の授業として、少数民族の子どもたちに母国語での教育、母国語あるいは自国の文化についての教育はなされていない。公立学校の正課外の授業としても、母国語についての教育がなされる事例は極めて少数である。外国人の子どもが日本語による授業が理解できず、登校しなくなる事例も少なからず報告されている。少数民族の子どもたちが母国語で教育を受けるか、も

しくは母国語及び自国の文化についての教育を受ける機会が保障されるための対策はほとんど講じられていない。

## (2) 民族学校

アイヌ民族の民族学校は設置されていない。朝鮮学校の状況及び問題点は日弁連報告書で指摘した。

日弁連は、2008年3月、日本政府に対して勧告を行った。

この勧告では、欧米系のインターナショナル・スクールについては、父母などが行う寄付が、税法上、所得から控除することのできる寄付として扱われているのに対して、中華学校や朝鮮学校などについては、この取扱いが行われていないこと、学校の運営資金の多くを寄付金に依存している中華学校や朝鮮学校にとっては、この差別的取扱いによる学校運営への影響は深刻であることを指摘した。したがって、このような差別的な取扱いを是正するよう勧告した。

また、大学入学資格についても、朝鮮学校の卒業生だけは大学・専門学校の入学資格を当然には与えられず、各大学や専門学校の個別の審査によるべきこととされていること、このため、いくつかの大学で、朝鮮学校の卒業生の受験資格が認められなかったことを指摘して、朝鮮学校卒業生についても一律に大学受験資格を与えて差別的取扱いを是正するよう勧告した。

しかし、現時点でも政府はこれらの点の改善を行っていない。

## (3) アイヌ民族を先住民族することを求める決議

### ア UPR の勧告

本年5月人権理事会の日本についてのUPRによる勧告内容は以下のとおりである。

アイヌの土地その他の権利などについて見直しを行い、国連先住民族の権利に関する宣言と整合させること

国連先住民族の権利に関する宣言を実施できるよう先住民との話し合いを始める方策を模索することを日本に強く要請する。

### イ 日本政府の対応

2008年6月6日日本の衆議院及び参議院本会議において「アイヌ民族を先住民族することを求める決議」がなされた。その決議内容は次のとおりである。

政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。

政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策

の確立に取り組むこと。

日本政府は、上記決議を受けて発表された内閣官房長官の談話に従って政策を立案していく、と回答した（A/HRC/8/44/Add.1 17 項）。

#### ウ 問題点

オーストラリア及びカナダは先住民族に対して謝罪している。上記決議に先立ちアイヌウタリ協会は日本の謝罪などを求める要請書を提出したが、謝罪はなされていない。上記決議は原案にあった「アイヌの人々が労働力として拘束、収奪されたため、その社会や文化の破壊が進み、また、いわゆる『同化政策』により伝統的な生活が制限、禁止されることで受けた打撃は大きく…」との部分を削除している。また決議では、これからのアイヌ政策についてなんら具体的な言及がない。内閣官房長官談話でも「官邸に、有識者の意見を伺う「有識者懇談会」を設置することを検討いたします。」としており、決議文の「高いレベルで有識者の意見を聞く方法すら具体化していないし、アイヌの人の意見を聞くこともしていない。日本政府が上記決議及び談話に基づいてどのような政策を実施しようとしているのか、全く明らかにされていないのである。

#### 規約と選択議定書に関する情報の普及（第 2 条）

29 . この報告書の準備過程において市民社会や少数民族グループの代表がどのように関与したかの情報、この規約に関する情報、及び今回の報告書の提出に関する情報を普及するために取られた手段について、より詳細な情報を提供して下さい（報告書第 28 項および第 35 項）。

日弁連として提供すべき情報は持っていない。

## 第2 「日本からの第5回定期報告に関連して検討すべき課題一覧」に指摘のあった以外の事項

### 1 刑事施設における医療

#### < 求める勧告 >

- (1) 委員会は、刑事施設制度のなかに独立した医療スタッフが不足していること、被収容者に対する医療的援助が著しく遅滞していることについて懸念を有する。
- (2) 被収容者本人が希望した場合には、診療記録の写しが交付されるシステムが、すみやかに確立されるべきである。
- (3) 締約国は、適切で、独立した、かつ迅速な医療的援助がすべての被収容者にあらゆる時に施されるよう確保すべきである。締約国は、医療設備やスタッフを厚生労働省のもとにおくことを検討すべきである。

#### < 勧告を求める理由 >

##### (1) 刑務所医療をめぐる問題の概要

日本の刑事拘禁制度をめぐる最大の改革課題は間違いなく、刑務所医療の問題である。とりわけ大きな課題は所内医療が刑務所の保安体制に従属し、適切かつ迅速な治療が提供されず、受刑者の命に関わる事態が多発していることである。視察委員会の活動の経過の中でもこの問題はいつそう明らかになってきている。各地の刑事施設視察委員会の勧告においても、過剰収容に伴う人員の不足を指摘する勧告と並んで、適切な医療がなされていないという勧告は、過半の委員会から指摘されている。

まず、最も多く見られる指摘は、医療職員とりわけ常勤医が不足していることである。またこのことと関連するが、診察を受けるに至るまでに医療スタッフではない通常の刑務官によるスクリーニングがあり、迅速な医療が実現していないことが指摘されている。また、夜間や休日における医療体制が特に脆弱であり、急な疾患の発生に対応できていないことも、重大な問題である。

以上の外に、刑務所医療に関する問題としては、内外の医療ネットワークを構築し、早急に外部医院への搬送の必要がある場合に備えた対策が必要であること、医師以外の看護師・薬剤師など、医療関係職員全体の充実などの課題も指摘されている。

##### (2) 刑務所医療の抱える重大な問題点を象徴する徳島刑務所事件

日本の刑務所医療の抱える重大な問題点を象徴しているのが、徳島刑務所事件である。この事件は2007年11月に、不適切な医療に抗議することを主たる目的とした受刑者の暴動にまで発展した。

徳島刑務所では、特定の医師（M医師）が受刑者を「患者」として扱うのではなく、医療行為を通じて苦痛を与え、処罰を加えようとする傾向がはっきりと認められた。徳島刑務所では医療を施さないで放置されたり、不必要な直腸触診、痛覚検査が実施され、死者や重傷者を発生させた。このケースにおいては、刑事施設視察委員会は、暴動の発生する以前に、当該医師への人権教育の実施あるいは解雇を求めるといった厳しい勧告を行っていたが、刑務所当局は有効な対応策を講じなかった。

福岡刑務所にも同様に、受刑者を患者としてみるのではなく、「痛い思いをさせる」ことを目的に治療をしていると見られる医師の存在が視察委員会によって指摘されている。

#### (3) 刑務所医療改革の方向性を示した拷問禁止委員会勧告

拷問禁止委員会は、2007年5月に日本政府に対する勧告17項において、刑務所医療の改善について次のように勧告した。

「委員会は、刑事施設制度のなかに独立した医療スタッフが不足していること、被収容者に対する医療的援助が著しく遅滞していることについて懸念を有する。」

「締約国は、適切で、独立した、かつ迅速な医療的援助がすべての被収容者にあらゆる時に施されるよう確保すべきである。締約国は、医療設備やスタッフを厚生労働省のもとにおくことを検討すべきである。」

このように、委員会は、医療設備と医療スタッフを厚生労働省のもとにおくことを検討するべきとされた。今回の矯正医療改革の深刻な課題は、刑務所医療を法務行政から独立させ、厚生労働省への移管によって一般医療のもとに統合することによってこそ解決を図ることができるといえる。

#### (4) 日本政府内部における検討状況と自由権規約委員会への要望

自由権規約委員会における審査に提出されている政府レポートには残念ながら反映されていないが、日本政府も刑務所医療の改革に向けての努力を続けている。政府は一部のPFI方式で設立された施設や一部の一般刑務所においても、刑務所医療の全部又は一部を外部の医療機関に委託する方向を模索するようになってきている。

これまで、このようなやり方は規制緩和の一環として「経済特区」制度を利用してなされてきた。山口県美祢市に設置された社会復帰支援センターでは、市立病院が刑務所内に設置され、この病院が受刑者と地域社会の医療ニーズを共に充足させることが目指されている。

このように、日本の刑務所医療をめぐる状況は徳島刑務所のような悲劇的な事件も発生しているが、弁護士会と政府の目指す改革の方向は概ね一致しており、政府の高いランクにおける政策判断を待つ状態となっている。

したがって、日弁連は、日本の刑務所医療について問題点を指摘した上で、その改革の方向性を明確に示した前記の拷問禁止委員会の勧告と同様の勧告を強く期待する。

## 2 無期懲役刑制度の改革の必要性

### < 求める勧告 >

#### (1) 仮釈放条件期間を経過した受刑者に仮釈放の適否の審査請求権を付与する

刑法第28条に定める仮釈放の条件期間（10年）を経過した無期懲役受刑者に定期的に（2年に一度を想定する）仮釈放の適否の審査を受ける権利を付与すべきである。

#### (2) 地方更生保護委員会を準司法機関化する

仮釈放審査を行っている地方更生保護委員会は、法務省職員のOBを中心に人選されているが、これを準司法的な機関として、裁判所から出向した裁判官や弁護士が中心となって運用されるような法務行政からの高い独立性を備えた組織とするべきである。

#### (3) 無期懲役受刑者に仮釈放手続に関する弁護人選任権を保障する

刑法第28条に定める仮釈放の条件期間を経過した無期懲役受刑者に、仮釈放手続に関する代理人弁護士の選任権を保障する必要がある。そして資力のない無期懲役受刑者には、国の費用で弁護士の選任ができることとするよう求める。

#### (4) 仮釈放審査ヒアリングの開催

受刑者本人及び弁護人は、地方更生保護委員会に対して、仮釈放審査について、本人と弁護人が出席できるヒアリングを開催するよう請求することができることとし、このヒアリングにおいて、意見を述べる権利を本人に保障する。

#### (5) 仮釈放審査の基準の客観化

仮釈放審理に当たっては、「悔悟の状」という要件を主観的に解釈するのではなく、本人の受刑中の行状を第一に考慮し、本人が犯罪事実を認めているかどうかは、仮釈放を否定するための考慮要素としてはならない。そうでなければ、えん罪を訴えている者には仮釈放の機会が奪われてしまうからである。

また、被害者等の心情・意見には適切な考慮を払う必要があるが、これを絶対的な仮釈放不許可事由と考えてはならない。また、仮釈放の基準は法務省令ではなく法律に規定すべきである。

#### (6) 環境調整と社会的サポートの組織化

出所後の環境調整のため、保護行政と矯正行政が緊密に連携して社会的なサポートを組織化することを求める。受刑者の釈放後の職業と住居の確保を保護

行政と矯正行政の主要な目標とし、このような仕事を担当するソーシャルワーカーを配置することが必要である。

また、帰住先が決まっていることが仮釈放審理の前提要件とされているが、刑期期間中に家族や友人など身寄りのなくなった者、高齢者など再就職の見通しの困難な者についても引き受けられる、公営の更生保護機関を設立することが必要である。

#### (7) 仮釈放不許可決定に対する不服申立の許容

更生保護法第92条は、地方更生保護委員会が決定をもってした処分に対して不服申立を認めるが、仮釈放の不許可扱いは決定とされていないため、これに対して審査請求をすることができない。仮釈放不許可決定に対しての不服申立は、仮釈放審査請求権を認めれば当然認められるべきであるが、これが認められなくともこれを認めて良いと考えられる。

#### < 勧告を求める理由 >

##### (1) 無期懲役刑と仮釈放制度

日本における無期懲役刑は、刑法の規定によれば刑の執行が10年を経過した時点で刑の仮釈放が可能とされている。

わが国においては、受刑者の仮釈放審査請求権は法律上認められておらず、刑務所の所長による請求がなければ審査すらも行われぬ。無期懲役受刑者について定期的に仮釈放の適否を審査するような制度も存在しない。

仮釈放の適否を審査する地方更生保護委員会は、司法機関ではなく行政機関である。法務省、検察庁などで勤務した者が多数を占めており、裁判官や弁護士などの経験者は少ない。

##### (2) 無期懲役刑受刑者の激増

無期懲役刑の受刑者が激増している。2007年末時点で、無期刑受刑者1670人である。(矯正統計年報を参照)。1991年以降、一貫して増加し続けている。

新たに無期刑の確定判決を受けた人員数の変遷は、次のとおりである(検察統計年報を参照)。近年、新規無期刑確定者が激増し、10年前と比べて4倍近くの無期刑確定判決が出されていることが分かる。この時期に殺人事件などの重大事件が増加したり、凶悪化したというような趨勢は存在しない。したがって、このような新規無期刑確定者の激増は、検察官による求刑基準が厳罰化され、これに迎合した裁判官による判決内容が厳罰化しているものと判断せざるを得ない。

#### 【表1】

	無期懲役受刑者数	新規無期懲役受刑者	仮釈放者数
1989年	864	47	12
1990年	888	34	14
1991年	870	24	34
1992年	873	28	20
1993年	883	27	17
1994年	894	33	19
1995年	909	34	16
1996年	923	35	7
1997年	938	32	1 2
1998年	968	46	1 5
1999年	1002	45	9
2000年	1047	60	7
2001年	1097	69	13
2002年	1152	75	6
2003年	1242	114	14
2004年	1352	119	1
2005年	1467	134	10
2006年	1596	136	3
2007年	1670	89	3

### (3) 無期懲役受刑者に対する仮釈放の激減による実質的な終身刑化

このように、無期懲役受刑者の仮釈放者数がおおむね減少傾向にあることがわかる。しかも、1995年以降は執行済み刑期20年以上、2005年及び2006年は25年を超える長期受刑者でなければ、仮釈放が認められていない。

約1700人の無期懲役囚がいて、年間3人しか仮釈放になっていない。無期懲役受刑者のうち仮釈放された者の平均在所期間も、30年を超えている。このような事態は極めて異常であり、日本の無期刑は実質的には仮釈放の可能性のない終身刑となりつつある。

釈放の希望のないところで社会復帰のための処遇は成り立たない。

このように、極端に仮釈放の審査・決定が制約されている。このことは、刑務所長による仮釈放申請が極端に制限され、また地方更生保護委員会による審査が厳格化されていることを示している。



このように仮釈放が極端に少なくなっている原因は明らかにされていないが、法務省は、

- 1) 犯罪に対する世論の厳しい見方、とりわけ仮釈放中の受刑者の再犯に対する強い非難が広がっていること
  - 2) 犯罪被害者の厳罰を求める声が強いこと
  - 3) 仮釈放後に帰るべき家族が高齢化するなど、受け容れが難しくなっていること
- などが原因であると説明している。

#### (4) 無期懲役刑制度の改革のための提言

このように、日本における無期懲役刑の実態は、実質的には自由権規約第9条に定める恣意的な拘禁となっていると考えられる。また、規約第10条3項に定める受刑者に対する「矯正と社会復帰を基本的な目的とする処遇」にも違反するものである。

まず、委員会は無期懲役刑の実態に関する情報公開を求めていただきたい。仮釈放で出所する者の数を異常に減少させている政策の根拠、無期懲役受刑者に対する仮釈放の実際の基準などが明らかにされることを求める。そのうえで、仮釈放条件期間を経過した受刑者に仮釈放の適否の審査請求権を付与すること、地方更生保護委員会を準司法機関化すること、無期懲役受刑者に仮釈放手続に関する弁護人選任権を保障すること、受刑者本人と弁護人の出席できる仮釈放審査ヒアリングの開催を求めることができるようにすること、仮釈放審査をより基準の客観的なものとする、環境調整のため、保護行政と矯正行政が緊密に連携して社会的なサポートを組織化すること、仮釈放不許可決定に対する不服申立の権利を認めることなどの制度改革が必要であるとする。

### 3. 表現の自由をめぐる危機的な状況

#### (1) はじめに

表現の自由、思想・良心の自由に関しては、日弁連報告書（第10章）で指摘したように、腕章問題以外の重要な問題について、多くの厳しい制限が行われている。規約第19条は日本国内において実効的に適用されていない。委員会が、あらためて日本の実情について、強い関心を向けてもらいたいと希望する。

特に今回の「日本からの第5回定期報告に関連して検討すべき課題一覧」は、冒頭（パラ1）で、裁判所または行政機関において直接規約の適用を主張した事例とその結論を委員会に報告するように政府に求めている。これはきわめて重要な質問であるが、我々の調査によれば、表現の自由に関して、実際に規約第19条が日本国内の裁判所で適用された事例はない。日弁連報告書（第10

章)で取り上げた事件のうち、主な事件の裁判の経過は次のとおりである。

(2) 規約第19条が適用されなかった裁判例

a 市民のビラ配布活動(日弁連報告書パラ729~738)

市民が、集合型の住宅にある各戸の郵便受けやエントランスホールにある共同の郵便受けに、政治的な内容を記載したビラやパンフレットを配布する行為が、住居侵入罪のかどで逮捕され、起訴される事件が最近相次いで発生している(立川事件、荒川事件)。商業宣伝のビラ配布は日常的に多く行われているが、これらが起訴されたという例は聞いたことがない。

立川事件では、自衛隊員とその家族の住む集合型住宅の郵便受けに、イラク派兵反対と記載したビラを配布した3名の市民活動家が、2004年3月住居侵入罪で逮捕、起訴された。1審東京地裁は2004年12月無罪判決を下したが、東京高裁は2005年12月有罪判決を下し、最高裁も2008年4月上告を棄却した。

荒川事件では、東京都内の集合マンションで、各戸の郵便受けに都議会報告ビラを配布した市民1名が、2004年12月住居侵入罪で逮捕、起訴された。1審東京地裁は2006年8月無罪判決を下したが、東京高裁は2007年12月有罪判決を下し、現在最高裁に係属中である。

b 公務員のビラ配布活動(日弁連報告書パラ739~754)

国家公務員が、勤務の休日に、政党の発行するビラを、勤務場所とは異なる地域の住宅に配布した行為が、政治的行為を禁止した国家公務員法違反の罪として、2名の公務員労働者が相次いで逮捕、起訴されている(堀越事件、宇治橋事件)。これらの事件では、弁護側は、公務員の政治活動の一律全面禁止は比例原則に適合せず、規約19条に違反すると主張しているが、裁判所は受け入れない。

堀越事件では、2006年6月東京地裁は有罪判決を下し、現在東京高裁に係属中である。

宇治橋事件では、来る9月19日東京地裁で判決言渡の予定である。

c 教科書検定(日弁連報告書パラ755~774)

日弁連報告書が引用する最高裁1997年8月29日判決は、「表現の自由を保障した規約19条の規定も、公共の福祉による合理的でやむを得ない程度の制限を否定する趣旨ではないことは、同条の文言から明らかである。本件検定が表現の自由を保障した憲法21条の規定に違反するものではないから、本件検定が規約19条の規定に違反するとの論旨は採用することができない。」と言っている。

公共の福祉に違反しない規定は規約にも違反しないという解釈は、国内法の理論によって規約を解釈する誤りを犯すものである。

d 日の丸君が代問題（日弁連報告書パラ797～809）

日本においては、明治時代以降、第2次世界大戦終結に至るまでのあいだ、「日の丸」や「君が代」が、天皇を主権者とする皇国思想や軍国主義の精神的支柱として用いられてきた歴史があるため、自己の良心、信条として、「日の丸」の掲揚や「君が代」の斉唱に反対する人々がいる。

東京都立高等学校の教員達が、儀式において「君が代」を歌う義務やピアノ伴奏をする義務のないことの確認を教育委員会に求めた裁判で、2006年9月東京地裁は、思想及び良心の自由に反する行為を行う義務はないとの判決を下した。規約第18条1項の権利を保障した正当な判決であったが、しかし、教育委員会は控訴し、東京高裁に係属している。

これと反対に、最高裁は、思想及び良心の自由の権利を認めようとしなない。入学式において校長から「君が代」の伴奏を命じられた音楽科の教員が、これに従わなかったため懲戒処分を受けたので、この処分を争った別の事件で、2007年2月最高裁は、校長の職務命令は、教員の思想及び良心の自由を侵すものではないから憲法第19条（規約第18条1項と同じ）に違反しないと判決した。ただし、規約の趣旨を受け入れた1名の裁判官の反対意見があった。

e 選挙運動の制限（日弁連報告書パラ810～835）

報告書で引用した大石事件の3つの判決は、日本の裁判所が規約を国内に適用する積極的な意欲がないことを典型的に示している。裁判所は、元委員であった E.Evatt 氏が証言で紹介した規約第19条の解釈を無視している。また選挙運動に関する制限は、締約国の立法裁量に任されていると言っているが、この考えは規約の義務（規約2条、一般的意見31）に違反する。これは重大な問題であり、今回の審査において十分な政府説明が求められるべきである。

とくにこの事件の最高裁判決は、戸別訪問の全面禁止が規約第19条、第25条に違反しないと判示しているが、その理由を全く述べていない。委員会との対話を拒否する国際信義に反する遺憾な態度である。（この事件の大分地裁、福岡高裁、最高裁の3つの判決は、日弁連報告書付属資料のNo9～No12）

(3) 日本の裁判所の判断の特徴

以上いくつかの事例で見ると、日本の裁判所は、憲法に違反しない場合は規約にも違反しないという論理で判断するのが特徴である。しかし、世界人権宣言に始まって、規約や国際法による基本的人権の保障が進歩しているから、日本の裁判所は、憲法による保障よりも規約による保障の方が上回る場合があるという現実を受け入れるべきである。

第3回報告書審査の最終所見（パラ8）で、委員会が「当委員会は、・・・規約の条項が日本国憲法のなかに十分に包含されていない、と考える」（原文；The Committee believes that ...its(covenant) terms are not fully subsumed in Constitution.）と指摘された懸念は、未だ解決されていない。